

短期的展望に関する論点

第1 前提

1 用語

本論点における用語は、別に定めるもののほか、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定。以下「政府ガイドライン」という。）表1によることとする（なお、生成AIシステムにつき、「政府情報システム」とあるのは、「情報システム」と読み替える。）。

2 対象範囲

民事司法分野においては、法的紛争の発生から解決までのフローとして、一般に、検討、相談、交渉、ADR、民事訴訟の各フェーズがあると言われることがあるが、本論点においては、主として紛争解決手段として民事訴訟による公権的解決が選択される事案を念頭に置いた上で、今後数年程度の間において、現在の民事訴訟実務を前提として（生成）AIを利活用することで一定の効果が見込まれると一応想定できるケースをユースケースとして取り上げ（以下、これらのケースを「想定ユースケース」という。）、想定ユースケースにおいて検討すべき論点を主な対象とすることとした。なお、国民一般が法的紛争解決に向けてAIを利活用する場面については、中長期的な展望とも関連する部分が特に多いものと考えられることから、本論点においては、対象外とした。

3 検討の進め方

民事訴訟を利用した法的紛争の解決までの流れは、①訴訟提起に向けた準備活動と②訴訟における審理に大別できる。まず①の段階では、特に弁護士・司法書士が関与する事案において、弁護士・司法書士は、単に事実や証拠を繋ぎあわせて法律文書を作成しているのではなく、勝訴見込みを意識し、事実関係や法令、判例、学説等の調査を行い、法律構成の検討や証拠収集をするというスパイラル的なシミュレーションを繰り返し、勝訴見込み、回収可能性、迅速性、紛争解決の手段などを踏まえ、依頼者の依頼目的に最も適合的であるかどうかの見地から事件処理の基本方針を策定し、これに沿って戦略・戦術的な事務処理を行っている。また、②の段階では、当事者は相手の対応に応じて流動的に主張立証の攻防を繰り返すことになることから、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べた上で審理を終え、判決書に基づいて判決が言い渡されることになる。

そこで、今後の検討では、まずは、このような実情を踏まえつつ、想定ユースケースの実現可能性や便益について考察した上で、想定ユースケースにおけるAI利活用に伴うリスク・課題や利活用の限界についての検討を進めていくことが

適当でないかと考えられるが、どうか。

第2 裁判所業務及び弁護士・司法書士業務での利活用

1 想定ユースケース

(1) 裁判所業務

ア 争点整理の場面での利活用

前記第1の3のとおり、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うことができ、そのためにも争点整理は重要である。もっとも、近時、民事第一審訴訟事件については、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にあることから、上記のような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。こうした状況を踏まえて、実務上、当事者・裁判所間の認識共有を図るための様々な実践的な取組が行われてきたところであり、こうした取組自体に生成AIを利活用して作業の効率化を図ることで、より充実した争点整理の実現が期待できるように思われる。

そこで、争点整理の場面において、例えば、以下のような場面で生成AIを利活用することが考えられるが、どうか。また、他に生成AIを利活用することで争点整理の実効性を高めることが期待できるものとして、どのようなものが考えられるか。

- ① 当事者提出の主張書面・証拠を参照させた上で、主張事実の要約や表・図式形式での整理に活用する。例えば、期日直前に分量のある準備書面が提出された場合において、内容を要約させて、概要を把握した上で期日に臨む、複数かつ分量のある準備書面が当事者双方から提出されている場合において、これらを対比させた主張整理表を作成させる、経緯の長い事件で、争いのない事実や容易に認定できる事実とそれらの認定根拠をまとめた時系列表を作成させる、といったことが考えられる。
- ② 争点整理期日の録音データを参照させた上で、期日の議論・準備事項を整理させ、概要をまとめたものを作成し、裁判所及び当事者双方と共有する。

イ その他の場面での利活用

①尋問の録音データの文字起こしや誤字脱字のチェック、②裁判所書記官が行う事務作業の補助及び③チャットボットを活用した手続案内について、生成AIの利活用が想定されるが、どうか。

他方で、判決書の作成支援については、取り分け証拠を評価して、争いのある事実を認定する部分に関して、現時点での生成AIによる出力の精度は低いとの指摘もあることから、短期的には、生成AIの利活用を想定することが困難な場面であることや法的評価も含めた最終的な評価・判断に係る部

分については、裁判の中核に関わる部分を代替するに等しく適当でないとの議論もあることから これらの当否も含めて中長期的課題として引き続き検討するのが適当と考えられるが、どうか。

(2) 弁護士・司法書士業務

前記第1の3の実情を踏まえ、訴訟提起に向けた準備段階も含め、弁護士・司法書士がAIを利活用することで作業効率を上げることで、裁判の迅速化のみならず、法律構成等を検討するための時間を確保することが可能となり、より充実した審理に寄与することが期待できるように思われる。

そこで、例えば、以下のような場面で生成AIを利活用することが考えられるが、どうか。

- ① 膨大なデータの集約・分析・整理・加工（時系列表作成も含む）
- ② 経験則の情報調査（自然科学の基礎知識等）
- ③ 証拠分析（取引情報の分析、外国語文書の邦訳、書証相互間の整合性の検証等）と証拠説明書の作成補助
- ④ 判決・判例・文献の要点抽出
- ⑤ 主張書面・陳述書（匿名化）の文章のアイデア出し、要約、整合性調査
- ⑥ 争点整理表の作成・尋問テスト
- ⑦ 登記事項証明書の読み取りによる権利関係の確認やリスクの判定補助

(3) 裁判所・弁護士・司法書士業務共通

法令、判例、学説等の調査の一環として、判例検索・リーガルリサーチサービス（生成AIを利活用したもの）の利用が想定されるが、どうか。

- ## 2 想定ユースケースにおけるAI利活用に伴うリスク・課題と考えられる対応策
- (注) 以下の検討においては、想定ユースケースにおいて想定どおりの場面・方法でAIが利活用される場合だけではなく、想定外の場面・方法でAIが利用される可能性についても考慮する必要がある。

(1) 生成AI利活用によるリスク

ア 一般的なリスク

生成AIの利活用について一般的に指摘されるリスクは、以下のとおり、想定ユースケースでの利活用に際しても同様に問題となり得るものと思われるが、各リスクへの対応策としてどのようなものが考えられるか。

(ア) 説明責任の担保（ブラックボックス・一貫性のない出力）

生成AIは、複雑かつ公開されていないアルゴリズムゆえに、その出力過程が不透明であり、出力に至った理由を説明できないことが多い。また、生成AIの出力にばらつきがあることで、同一の入力に対して異なる回答を生成する可能性がある。他方で、裁判所は、特に当事者に対して判断理由を示す必要があるという点での高い説明責任を果たすことが求められる。

(イ) 公平性・バイアス

生成AIは、学習データに含まれる社会的・歴史的なバイアスを反映し、

特定の属性（性別・経済状況など）に対して差別的な出力を行う可能性があり、人間の道徳や倫理、これらに対する社会的認識や経時的変化を十分に把握できず、そのような観点による考慮が不足する可能性があると考えられる。

(ウ) ハルシネーション

生成AIは、事実と異なる情報を出力することがあり、司法分野における利活用の際には、判例・法令・文献の引用において存在しないものを存在するものであるかのように提示する可能性が指摘されている。

イ 裁判所業務における特有のリスク

裁判官が審理判断の過程でAIを利活用することについては、例えば、事実認定の場面を念頭に置いて、裁判官であっても意図せざる影響を受ける可能性があることからAI利活用に慎重であるべきとの意見や、裁判官が自らの考え方を顧み、又は物事を俯瞰的に見るための端緒として活用するという利点もあるとの意見が示された。他方、本論点において検討対象とされる主な想定ユースケースである主張整理等の場面については、裁判官であれば、出力内容を理解・評価して利活用することに大きな課題はないとの意見もある。これらの意見も踏まえ、想定ユースケースを前提とした場合、AIの利活用による裁判官の審理判断に対する影響について、どのように考えるか。また、影響があり得るとして、そのことを裁判官の職権行使の独立や自由心証主義との関係でどのように考えるか、悪しき影響を低減させるために必要な対応としてどのようなことが考えられるか。

ウ 弁護士・司法書士業務における特有のリスク

AIの出力に内在するバイアスが弁護士・司法書士の法的判断に影響を与えたとの意見もあるところ、想定ユースケースを前提とした場合、弁護士・司法書士業務における特有のリスクとして、どのようなものが考えられるか。

(2) 個人情報保護と情報セキュリティ

AIについては、学習や処理の過程で、個人情報や機密情報が意図せずに含まれて漏洩する可能性が指摘されるが、訴訟記録には、当事者の個人情報や企業の営業秘密等のセンシティブな情報が含まれることは避けられないところがある。個人情報保護や情報セキュリティの観点から検討すべき課題及び対応策としてどのようなものが考えられるか。

(3) AIシステムの整備・調達・運用・セキュリティ（裁判所業務関係）

ア AIモデルの選択

裁判所が利用するAIモデルについて、複数の種類のモデルを利用すべきであるとの考え方があるが、どのように考えるか。また、裁判官の判断部分に關与するAIの利活用の際には、司法権という国家主権の行使に關係するものであるとの観点を踏まえて、外国製のAIモデルを利用することの適否を検討する必要があるとの指摘があるが、利用するAIモデルについて、ど

のように考えるべきか。

イ AIセキュリティ

AIが学習するデータに悪意ある情報が混入されると、誤った内容や偏った内容が出力される可能性がある。AIモデルが確保すべきAIセキュリティについてどのように考えるか。例えば、訴訟記録にプロンプトインジェクション（AIモデルに意図しない動作を引き起させる不正な入力）による攻撃がされるリスクへの対応としてどのようなことが考えられるか。

ウ 生成AIシステムの調達

利用する生成AIシステムを調達するに際しては、以下の点に留意する必要があると考えられるが、どうか。このほかに留意すべき点としてどのようなものがあるか。

(ア) 要機密情報を取り扱うクラウドサービスを調達することが想定されることから、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP：Information system Security Management and Assessment Program）の原則利用の考え方にに基づき、原則として ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから選定する。

(イ) 生成AIシステムの調達に際しては、生成AIシステムの調達時の要求、要求事項を満たすための対策例とその詳細、裏付けとなる情報例を整理したものである政府ガイドライン別紙3 調達チェックシートを参照する。

エ 生成AIシステムの監査

生成AIシステム特有のリスクケースが発生した場合等には監査を実施することも想定されるが、想定ユースケースにおいて利用する生成AIシステムにおける監査についてどのように考えるか。

オ 利活用するAIモデルの更新

急速な技術的進展、利用料の変動及び判断傾向や学習内容の変更を踏まえ、利用するAIモデルの更新の頻度について、どのように考えるか。

(4) AIシステムの整備・運用・セキュリティ（弁護士・司法書士業務関係）

弁護士・司法書士業務での利活用において、AIシステムの整備・運用・セキュリティの観点から検討すべき課題及び対応策として特に検討すべきものとして、どのようなものが考えられるか。

また、今後、弁護士・司法書士の間において、その主たる取扱分野や事務所の規模等に応じて、AI利活用の環境に相当程度の差異が生じていく可能性も考えられるが、どのように考えるか。

(5) AIガバナンス

ア 裁判所による生成AIシステムの利活用の透明性の確保

裁判所が生成AIシステムを利活用することについては、透明性を確保すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。例えば、①裁判所が利

用するAIモデルの公表や②弁論主義（私知利用の禁止）や当事者への不意打ち防止への配慮についてどのように考えるか。

イ 弁護士・司法書士と依頼者・関係者との関係

弁護士・司法書士業務での利活用において、依頼者・関係者との関係の観点から検討すべき課題及び対応策として、どのようなものが考えられるか。

ウ ルール化の要否

前記(1)イ及びウや上記ア及びイのような課題について、裁判所及び訴訟代理人による実務上のプラクティスが形成されることに委ねることで足りるという考え方と一定の規律を設けるべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

エ AIガバナンス体制の整備その他の課題

裁判所が整備すべきAIガバナンス体制その他裁判所においてAIを利活用するに際して検討すべきAIガバナンス上の課題としてどのようなものがあるか。

弁護士・司法書士業務での利活用において検討すべきAIガバナンス上の課題としてどのようなものがあるか。

3 想定ユースケースにおけるAIの利活用の進展による影響等

(1) より効果的にAIを利活用するための方策等

想定ユースケースにおいて生成AIを利活用するとしても、例えば、それぞれの場面におけるニーズに即したより精度の高い出力を得るには適切なプロンプトチューニング等が必要であるとの指摘もあるところであり、AIの利活用をより効果的なものとするために、どのような課題があり、また、その対応策としてどのようなものが考えられるか。

(2) 更なるAIの利活用の検討に向けた検討課題

裁判所業務又は弁護士・司法書士業務においてAIの利活用が進むこととなれば、それぞれの業務の在り方だけでなく、他方の業務の在り方に影響を与え、現在の民事訴訟実務が大きく変容していくことも想定されるが、更なるAIの利活用の在り方について検討を進める上で、この点についてどのように考え、また、どのような課題があるか。

第3 AIを利用して作成された証拠への対応

1 証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等

社会においてAIが広く利活用されることに伴い、AIを利用して偽情報・誤情報が容易に生成することが可能になりつつあり、その結果、民事訴訟の場面でも問題となりうる状況が生じつつある。具体的には、AIを利用して証拠を偽造するおそれがあることも否定することはできないもののほか、AIによる偽造証拠を偽造とは知らずに依頼者が訴訟代理人に渡すようなことも想定される。

現時点においても、偽造された証拠が依頼者から訴訟代理人に渡されることなどはあり得るところであり、訴訟代理人においては、依頼者からの聞き取り等を

通じて、当該証拠自体が不自然なものではないか、他の関連事実、関連証拠から不自然なものでないかなどを検討し、証拠提出に至るものと考えられる。

今後は、A Iによる偽造証拠が提出されるおそれが高まるとも考えられるところ、訴訟代理人においては、そのようなおそれの高まりも踏まえつつ（それが法的義務違反となるかどうかは別としても）証拠提出をすることが求められるように考えられるが、どのような対応策が考えられるか。

2 証拠提出ルール

民事訴訟においては、「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」（民訴法228条1項）ものとされているところ、提出された文書が、A Iによる偽造証拠である旨の主張がされた場合には、提出者において、当該証拠が真正に成立したことを証明する必要がある。

また、訴訟指揮権の行使（民訴法148条）として、A Iを利用した証拠提出を禁止することや、A Iの利用の有無及び範囲等を明らかにするよう求めることなども考えられる。

以上を踏まえ、A Iを利用して作成された証拠の提出に関するルールの在り方や留意点等について、どのように考えるか。

3 A Iによる偽造証拠の判断枠組み等

A Iを利用して証拠が偽造された場合には、これを判別することが外形上困難である可能性が高いことを踏まえると、前記2のような証拠提出に関するルールのみならず、A Iによる偽造ではないこと、すなわち当該証拠の成立の真正を証明するための判断の枠組みや方法を検討することが必要であるとも考えられる。

もっとも、A Iに関する技術が日々進展していることなどを踏まえると、現時点において上記のような判断の枠組みを策定することは困難であるようにも考えられる。また、前記2のように、提出された証拠が真正に成立したものである（A Iによる偽造ではない）ことは、まずは当事者において主張・立証がされることになるが、その立証のためには、相当額のフォレンジック費用等を要する場合もあり、費用負担の観点から実質的に立証を断念せざるを得ない場合もあるのではないかと懸念もある。以上を踏まえ、提出証拠がA Iを利用して偽造された旨の主張がされた場合における判断の枠組みや方法等について、提出証拠が偽造である旨の主張がされた場合における現在の実務上の取扱いも踏まえ、どのように考えるか。

(参考・「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」
表1抜粋)

表 1 用語の定義

用語	意味
AI	「AI システム (以下に定義)」 自体又は機械学習をするソフトウェア若しくはプログラムを含む抽象的な概念。 (出典:「AI 事業者ガイドライン」 P.9)
生成 AI	文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称。

用語	意味
	(出典:「AI 事業者ガイドライン」 P.10)
AI システム	活用の過程を通じて様々なレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム (機械、ロボット、クラウドシステム等)。 (出典:「AI 事業者ガイドライン」 P.9)
生成 AI システム	本ガイドラインが対象とする生成 AI を構成要素とする政府情報システム ⁹ 。 (AISI「AI セーフティに関する評価観点ガイド (第 1.01 版)」 P.9 に基づき作成) ¹⁰
AI モデル	AI システムに含まれ、学習データを用いた機械学習によって得られる、入力データに応じた予測結果を生成するモデル。 (「AI 事業者ガイドライン」 P.10 に基づき作成)
大規模言語モデル (LLM)	文章や単語の出現確率を深層学習モデルとして扱う言語モデルを、非常に大量の訓練データを用いて構築したもの。 (出典: AI プロダクト品質保証コンソーシアム「AI プロダクト品質保証ガイドライン」 10-1) ¹¹
AI ガバナンス	AI の利活用によって生じるリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる正のインパクト (便益) を最大化することを目的とする、ステークホルダーによる技術的、組織的、及び社会的システムの設計並びに運用。 (出典:「AI 事業者ガイドライン」 P.10)
生成 AI システム特有のリスクケース	生成 AI システムの特有のリスクが顕在化した状態又はその可能性を有する兆候や事象が認められる状態のうち、重大な影響を及ぼし得るもの。 (詳細は、「6.7 生成 AI システム特有のリスクケースへの対応」 参照)